

母子のための健診・教室・制度

☎ こども家庭課 ☎ 34-6636 FAX32-2098 (東庁舎2階)

母子健康手帳交付

■対象

市内在住の妊婦

■とき／ところ

随時／こども家庭課(東庁舎2階)

■内容

母子健康手帳と妊産婦・乳児健康診査受診票をお渡しします。

■持ち物

- 妊娠届出書
- 妊婦の個人番号カードか通知カード
- 本人確認ができる証明書(写真付き証明書1点か写真表示のない証明書2点)

パパママ教室

■対象

市内在住の妊婦と配偶者

■とき／ところ／内容

広報とよた、市ホームページを参照ください

■種類

妊娠中の生活や食事について保健師や管理栄養士・薬剤師がお話します。予約が必要です。
※多胎パパママ教室、2ndマタニティ教室も開催します。



妊産婦健康診査

■対象

豊田市に住所を有している(住民基本台帳に記載されている人)妊婦と出産後8週以内の産婦

■持ち物

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票

■場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

■受診票の配布

母子健康手帳交付時にお渡しします。

■その他

助産所または愛知県以外の医療機関にて妊産婦健康診査を受診される人は、別に払い戻しの手続きが必要です。

妊産婦歯科健康診査

■対象

市内在住の妊婦と出産後1年未満の産婦(※)
(注意) 転入、紛失等の理由で受診票を持っていない人は、母子健康手帳を持ってこども家庭課へ
※産後1年未満とは、出産した日から1歳の誕生日の2日前までの期間です

■とき

随時

■ところ

指定歯科健診実施医療機関(市ホームページを参照ください)

■持ち物

母子健康手帳交付時に配布する妊婦・産婦歯科健康診査受診票、母子健康手帳



3、4か月児健康診査

対象

3～6か月未満

とき／ところ

個人通知(要予約)

※乳幼児健康診査は、予約制です。

「健診のご案内」(個人通知)に記載されている「予約番号」「パスワード」をもとに希望の場所・日時を予約します。予約はインターネットから行います(パソコン、スマートフォン、携帯電話)。

なお、お手持ちの機器の不具合や操作方法等でご不明な点がある場合は、こども家庭課に問合せください。

内容

問診、計測(身長・体重・頭囲)、診察、育児相談等を行います。

1歳6か月児健康診査

対象

満1歳6か月～2歳未満児

とき／ところ

個人通知(要予約)

※3、4か月児健康診査を参照してください

内容

問診、計測(身長・体重)、内科・歯科診察、育児相談、歯科相談等を行います。

3歳児健康診査

対象

満3歳5か月～4歳未満児

とき／ところ

個人通知(要予約)

※3、4か月児健康診査を参照してください

内容

問診、計測(身長・体重)、内科・歯科診察、視聴覚検査、育児相談、栄養相談等を行います。

乳児健康診査

対象

豊田市に住所を有している(住民基本台帳に記載されている)1歳1か月未満児

持ち物

母子健康手帳・乳児健康診査受診票

場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

受診票の配布

母子健康手帳交付時にお渡しします。

その他

愛知県以外の医療機関にて乳児健康診査を受診される人は、別に払い戻しの手続きが必要です。

使用期限は受診票裏面をご確認ください。

幼児歯科健康診査

対象

市内在住の1歳6か月～5歳未満児

※1歳6か月～2歳、3歳、4歳の各1回

(注意)対象者がいて、受診券のない人は、母子健康手帳を持ってこども家庭課へ

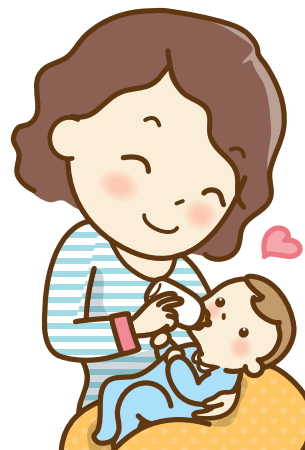
※2歳、3歳、4歳とは3歳、4歳、5歳の誕生日の2日前までの期間です。

とき

随時

ところ

歯科健康診査実施医療機関(市ホームページを参照ください)



持ち物

豊田市幼児歯科健康診査受診券、母子健康手帳
※受診券は、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査時に配布します

産後ケア事業

産後間もない母児が宿泊や通所・訪問で授乳指導や離乳食指導、育児支援などが受けられる事業です。

※所得に応じ自己負担有り

対象

出生後1年未満の母児

ところ

委託の医療機関・助産所（訪問の場合は自宅）

申請窓口

こども家庭課 ※電子申請可

産前産後支援事業

妊娠中や産後間もない家庭にヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う制度です。

対象

妊婦又は出生後1年未満の子どもがいる家庭（多胎児、きょうだい児がいる場合は、最年少の子どもが出生後3年未満まで）

利用料

1時間当たり800円

利用時間

月～金曜日 午前8時～午後6時のうち1日2回まで。1回4時間以内

※通算60時間まで（多胎の場合は180時間まで）

申請窓口

こども家庭課 ※電子申請可

家庭児童相談室

子育てのいろいろな悩みをご相談いただけます。子育てに負担や不安を感じ始めたら、お気軽にご相談ください。

対象

18歳未満の子ども、保護者

内容

子どもの養育上の悩み

相談時間

月～金曜日 午前9時～午後5時15分
（年末年始・祝日を除く）

電話（☎35-1152）

いじめ、不登校に関する相談

相談先	相談日時	電話番号
豊田市 青少年相談センター （パルクとよた）	月～土曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	33-9955
愛知県 豊田加茂児童・ 障害者相談センター	月～金曜日 午前8時45分～ 午後5時30分 （年末年始・祝日を除く）	33-2211

児童虐待に関する相談

相談先	相談日時	電話番号
こども家庭課	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 （年末年始・祝日を除く）	34-6636
愛知県 豊田加茂児童・ 障害者相談センター	月～金曜日 午前8時45分～ 午後5時30分 （年末年始・祝日を除く） ※緊急の場合は夜間・休日も受け付けます	33-2211
児童相談所 虐待対応ダイヤル	24時間・365日	いちはやく 189

母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭の父又は母及び寡婦の人が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。

相談時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（年末年始・祝日を除く）

対象

市内在住のひとり親家庭及び寡婦の人

内容

ひとり親家庭の父又は母及び寡婦の自立等に関すること

未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

■実施場所

指定養育医療機関の指定を受けている病院等で、給付を受けることができます。

■申請場所

こども家庭課(東庁舎2階)

(注意) 郵送での申請は受付けていません。

■申請期間

入院中に速やかに申請してください。

■その他

- 申請されますと、審査を行い、2～3週間ほどで結果をご自宅に送付します。
- 一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

自立支援医療(育成)給付

心臓病、内反足、斜視、ヘルニア、口蓋裂などの病気の人で手術等により改善が認められる場合に、医療費の保険診療自己負担額を公費で負担する制度です。

■対象

保護者が豊田市に住所を有する18歳未満の児童

■実施場所

自立支援医療の指定を受けている医療機関等で、給付を受けることができます。

■申請場所

こども家庭課(東庁舎2階)

(注意) 郵送での申請は受け付けていません。

■申請期間

事前申請が原則です。

治療の予定が決まったら、できるだけ早く申請してください。

■その他

- 所得制限があります。
- 補装具申請の人は補装具見積書も必要になります(後日提出可)。

- 申請されますと、審査を行い、2～3週間ほどで結果をご自宅に送付します。
- 一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の父又は母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。

なお、いずれも母子・父子自立支援員(こども家庭課)への事前相談が必要です。

■自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために指定の職業能力開発講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等で、受講費用が20,002円以上のもの

支給額

対象講座の受講料の6割相当額(上限1,600,000円)

相談期間

随時(受講前に相談し決定を受けること)

申請方法

講座受講前に対象講座指定を受けてください。講座修了後、支払った受講料の分かる領収書と、講座修了証等を持参し支給申請をしてください。

■高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で修業する場合に支給します。必ず事前に相談してください。(原則通信不可)

対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

支給期間

修業期間の全期間(最長4年間)

支給額

- 市町村民税非課税世帯は、月額100,000円、修了時50,000円
- 市町村民税課税世帯は、月額70,500円、修了時25,000円

※修業する期間の最後の1年については、月額40,000円を増額



■ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は子(20歳未満)が対策講座の開始時、修了後、試験合格後に支給します。

支給額

① 受講開始時給付金

受講料の4割相当額(上限20万円、通信制の場合上限10万円)

② 受講終了時給付金

受講料の1割相当額(①と合わせて上限25万円、通信制の場合上限12万5千円)

③ 合格時給付金

受講料の1割相当額(①②と合わせて上限30万円、通信制の場合上限15万円)

■ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の父又は母及び寡婦の人が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるために、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

■ 貸付について

修学資金を始めとした12種類の貸付資金があります。

貸付けには、原則、保証人が必要となります。また審査があり、貸付けできない場合があります。

■ 予防接種

問 感染症予防課

☎34-6180 FAX34-6929(東庁舎4階)

子どもの予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期の予防接種と、それ以外の任意の予防接種があります。

■ 定期の予防接種

■ 種類

ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、ポリオ、4種混合、麻しん風しん混合、水痘、2種混合、日本脳炎、子宮頸がん予防

■ 持ち物

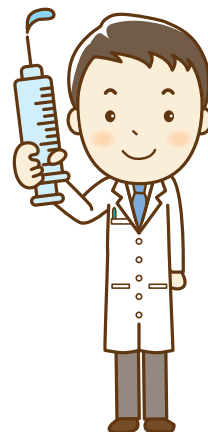
予防接種券・母子健康手帳(小・中学生、高校生はある人)・健康保険証

■ その他

- 法改正等の都合により、種類や内容等が変更される場合があります。
- 日本脳炎と子宮頸がん予防ワクチンは、対象年齢を超えていても特例の対象になる場合がありますので、希望する場合は感染症予防課へご連絡ください。
- 受け方、対象年齢等詳しくは市ホームページをご覧ください。

■ 任意の予防接種

任意の予防接種の費用の一部を助成しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



教育・子育て

☎ 保育課

こども・若者政策課
学校教育課
教育政策課

☎34-6809 FAX32-2088 (東庁舎2階)
☎34-6630 FAX34-6938 (東庁舎2階)
☎34-6661 FAX31-9145 (東庁舎6階)
☎34-6658 FAX34-6771 (東庁舎6階)

こども園等に入るには(担当:保育課)

市は市立保育園・私立保育園・市立幼稚園の名称を「こども園」に統一し、一体的な運用をしています。

年度当初の入園の受付、日程等は、9月頃に公表予定です。

年度途中の入園申込みは、入園希望月の前々月の15日～月末に保育課で、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡地区については園のある各地区の支所でも受け付けます。

入園できるのは、就労等により家庭での保育ができない場合に限りです。4・5歳児は、就労等の要件がなくても、定員に余裕のある場合は入園できます(一部の園を除く)。

詳しくは、「こども園等のご案内」をご覧ください。

※私立幼稚園・幼保連携型認定こども園(旧幼稚園型)(3～5歳児)については8月頃広報とよたにて掲載予定です。

小・中学校に入るには(担当:学校教育課)

小学校へ入学する時は、教育委員会からその年の1月下旬までに入学指定通知書(ハガキ)を送りますので、入学式に学校へ提出してください。

中学校へ入学する時は、各小学校を通じて入学指定通知書を送ります。

1月以降に転入・転居する人は住民異動届を提出した窓口で入学指定通知書を発行します。

国立や私立、特別支援学校などへ入学を希望する時や、病気やそのほかの理由で就学できない時は学校教育課へご連絡ください。

就学の援助(担当:学校教育課)

生活保護を受けている人など、生活が困難な人や、特別支援学級へ就学する人には、学用品費や修学旅行費などの援助が受けられる制度があります。申請手続きは各学校で行います。

転校する時は(担当:学校教育課)

■市内の学校へ転校する時

市民課か各支所・出張所で転入・転居の届出(42ページ参照)の際、入学指定通知書を発行します。

■市外へ転校する時

現在籍学校に転校書類を発行してもらい、転出先の市町村で転入の手続きをし、転出先の教育委員会の指示に従ってください。

豊田市奨学金制度(担当:教育政策課)

高校生などを対象に年額96,000円、大学生・短大生を対象に年額270,000円を支給する奨学金制度があります。詳細は5月頃の広報とよたをご覧ください。

私立高校等授業料補助(担当:教育政策課)

私立高校に在籍している生徒及び専修学校の高等課程(修業年限が3年課程に限る)に在籍している生徒(10月1日現在)の保護者の一部に対して授業料補助があります。詳細は9月頃の広報とよたをご覧ください。



放課後児童クラブ(担当:こども・若者政策課)

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業です。

■対象

小学1～4年生及び、支援を要する5・6年生※
※就労等により保護者が昼間家庭にいない児童
※支援を要する5・6年生:療育手帳(A・B判定)の写しもしくは医師の意見書等が必要

■実施場所

青木・朝日・市木・五ヶ丘・五ヶ丘東・井上・伊保・岩倉・畷部・梅坪・大畑・大林・加納・上鷹見・九久平・幸海・小清水・古瀬間・駒場・挙母・衣丘・四郷・浄水・浄水北・寿恵野・高嶺・滝脇・竹村・土橋・堤・寺部・童子山・豊松・中金・西広瀬・西保見・根川・野見・東広瀬・東保見・東山・平井・広川台・平和・前山・美山・元城・矢並・山之手・若園・若林西・若林東・飯野・石畳・中山・御作・本城・足助・追分・大蔵・新盛・則定・冷田・御蔵・明和・大沼・花山・小渡・敷島・巴ヶ丘の各小学校

■とき

月～金曜日の学校開校日／
授業終了後～午後6時30分
春・夏・冬休み、一部の祝日、
学校代休日／午前7時30分～
午後6時30分



子ども条例マスコットキャラクター「チルコ」

■負担金

月額5,500円 8月／8,000円
※その他長期休みだけの料金設定有り
※減免規定有り

子育てひろば(担当:保育課)

こども園の園庭や空き保育室を就園前の親子に開放しています。子育て相談にも応じますので、お気軽にご来園ください。

■とき

毎週2回程度、実施時間帯は各園によって異なります。

■問合せ

各園(子育て支援センター併設園を除く)
※公共施設電話番号一覧(106ページ～107ページ)参照

とよたファミリー・サポート・センター事業(担当:保育課)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、援助をしたい人(協力会員)が、お互いに助け合う会員組織です。

■会員の資格

依頼会員:市内在住・在勤で小学6年生以下の子どもを養育している人
協力会員:市内在住で、子どもが好きな人、社会参加したい人(資格・経験・性別不問)

■問合せ

とよたファミリー・サポート・センター
(☎37-7135)



施設紹介

子育て支援センターでは、随時、来所・電話等で育児に関する相談に応じているほか、親子で参加できる催しなども開催しています。

施設名	電話番号	FAX	所在地	開館時間	休館日
とよた子育て総合支援センター「あいあい」	37-7071	37-7072	若宮町1-57-1 T-FACE A館 9階	午前10時～午後6時	火曜、 年末年始
志賀子どもつどいの広場「ゆうゆう」	80-1522	80-1533	志賀町香九礼1-286	午前9時～午後5時	日曜、 年末年始
柳川瀬子どもつどいの広場「にこにこ」	25-0008	21-2800	畝部東町船場8-1	午前9時～正午 午後1時～5時	日曜、 年末年始
伊保子育て支援センター※	43-1291	48-4632	保見町権堂坊28 (伊保こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
越戸子育て支援センター※	45-3106	45-4080	越戸町松葉52-2 (越戸こども園内)		
堤子育て支援センター※	52-0207	47-2011	本田町本田1 (堤こども園内)		
渡刈子育て支援センター※	74-1056	28-9476	渡刈町3-98 (渡刈こども園内)		
宮口子育て支援センター※	32-7118	32-2977	宮口町2-50 (宮口こども園内)		
山之手子育て支援センター※	26-0775	27-6963	山之手1-78-1 (山之手こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時	土・日曜、祝日、 年末年始
若園子育て支援センター※	52-3102	52-4140	中根町永池192-18 (若園こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時	日曜、祝日、 年末年始
足助子育て支援センター※	62-1145	62-1728	岩神町築瀬25-1 (足助もみじこども園内)	(土) 午前9時～正午	



施設名	電話番号	FAX	所在地	開館時間	休館日
飯野子育て支援センター※	75-1236	75-1237	藤岡飯野町出口1122 (飯野こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
稲武子育て支援センター※	82-2025	83-1012	武節町神田96-1 (稲武こども園内)		
大草子育て支援センター※	65-2045	65-2750	小原町北洞268-2 (大草こども園内)		
大沼子育て支援センター※	90-3021	90-3072	大沼町船橋21 (大沼こども園内)		
杉本子育て支援センター※	68-2701	68-2852	杉本町三斗成36 (杉本こども園内)		

※未就園児のみ利用可。また都合による臨時休館もあります。

特別保育

☎ 保育課

☎ 34-6809 FAX32-2088 (東庁舎2階)

一時保育

一時的にお子さんの世話が困難な場合に、こども園等でお預かりします。

■対象

市内在住の満1歳～5歳児(実施園により異なる)

■とき

実施園の開園日・開園時間

■ところ

市内のこども園、認定こども園

■内容

緊急保育／1か月に7日以内 緊急保育以外／1か月に2日以内

■定員

各園の定員に余裕がある範囲
※園の状況等によりお預かりできない場合があります。

■利用料

1日あたり、満1歳～2歳児は2,000円、3歳児以上は1,000円(延長は1時間100円)。ただし、生活保護法による被保護世帯は申請後、還付。

■申込み

事前に希望する実施園へ連絡の上、申込書を実施園に提出
※申込書は事前配布可



休日保育

休日において、就労等により家庭での保育が困難な場合に園で保育を行います。

対象

原則としてこども園等に通園している市内在住の子ども

とき／ところ

日曜日・祝日／いばばらこども園、みずほこども園、わかばこども園 祝日／丸山こども園、こじまこども園(一部の祝日を除く)
※いずれも午前7時30分～午後7時(年末年始を除く)

定員

各園20人程度

利用料

1日あたり、0歳児は3,500円、1・2歳児は2,500円。3歳児以上は1,500円。ただし、生活保護法による被保護世帯は、申請後、還付。

申込み

事前に希望する実施園へ連絡の上、申込書を実施園に提出
※申込書は事前配布可

病児保育

入院する必要はないが、安静を必要とするため集団保育・学校生活に入れられないお子さんを、保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合にお預かりします。

すくすくこどもクリニック「すくすくの森」(☎80-1633)

休室日	日曜日・祝日、クリニック休診日
保育時間	午前8時30分～午後5時 (土曜日は午後1時まで) ※延長あり
定員	8人
対象年齢	市内在住の生後6か月～小学6年生

豊田厚生病院「ぴよっこ」(☎43-5082)

休室日	土・日曜日・祝日、病院休診日
保育時間	午前8時30分～午後5時30分 ※延長あり
定員	4人
対象年齢	市内在住の生後6か月～小学3年生

※上記とは別にトヨタ記念病院でも実施していますが、実施方法・使用様式などが異なりますので、トヨタ記念病院のホームページをご確認ください。

利用料

2,000円／日(食事代別途、延長は500円／30分)ただし、生活保護法による被保護世帯は、申請後、還付。

申込み

施設へ事前予約必要



出産・育児・教育

児童手当

問 こども家庭課

☎34-6636 FAX32-2098(東庁舎2階)

手当の概要

手当を受給できる人

中学3年生までの児童を養育している家庭の生計中心者

支給額

児童の年齢(学年)	支給月額(所得制限未満の人)	支給月額(所得制限以上所得上限未満の人)
0歳～3歳未満(3歳の誕生日の属する月まで)	15,000円	5,000円
3歳～ 第1・2子	10,000円	
小学生 第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	

(備考)第1・2・3子の数え方は、養育する18歳到達後の年度末までの児童の人数を、年齢が上の児童から順に数えます。受給者の所得が所得上限以上の場合、児童手当は支給されません。

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

支給月

毎年6月、10月、2月

申請手続

児童手当は申請がないと支給できません。出生、転入などの翌日から15日以内に手続をしてください。

初めての申請に必要なもの

- 児童手当認定請求書(用紙は窓口にあります。また市ホームページからもダウンロードできます)
- 請求者(児童にとっての生計中心者)名義の普通預金通帳
- 状況によってはこの他にも手続に必要なものがある場合があります。詳しくはお尋ねください。

申請窓口

こども家庭課、各支所・出張所

寄附について

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、子育て支援の事業のために市へ寄附をしていただく制度があります。関心のある人は、こども家庭課へ問い合わせください。



児童扶養手当

☎ こども家庭課

☎ 34-6636 FAX32-2098 (東庁舎2階)

新規申請 新たに児童扶養手当の対象となる人

受給資格者

死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由で父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母に一定の障がいがある18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を養育している父、母又は養育者。

- 児童入所施設等に入所している児童は対象になりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象になりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。
- 一定額以上の公的年金給付を受けることができる場合には、手当の支給はありません。

手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支給月

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月

支給額(月額)

- 児童1人のとき
44,140円～10,410円(所得に応じて)
 - 児童2人のとき
上記金額に10,420円～5,210円加算
 - 児童3人以上のとき
1人増すごとに6,250円～3,130円加算
- (注釈)年平均の消費者物価指数の比率により、改定されることがあります。

申請窓口

こども家庭課、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所

新規申請には事前相談が必要です。

愛知県遺児手当

☎ こども家庭課

☎ 34-6636 FAX32-2098 (東庁舎2階)

新規申請 新たに愛知県遺児手当の対象となる人

■ 受給資格者

県内に住所があり、死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由により父又は母がいないか、父又は母が一定の障がいの状態にある18歳以下(18歳到達の年度末日)の児童を養育する父、母、又は養育者。

- 公的年金を受給している人(子の加算含む)は対象になりません。
- 児童が児童入所施設等に入所しているときは対象になりません。
- 児童が県外に住所があるときは対象になりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象になりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。

■ 手当の支払い

県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月分から支給されます。

■ 支給月

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月

■ 支給額(月額)

手当の認定申請をした月を支給開始月として、

- 1年目から3年目(3年間)
…児童1人につき月額4,350円
- 4年目から5年目(2年間)
…児童1人につき月額2,175円
- 6年目から…手当の支給はなくなります。

■ 申請窓口

こども家庭課、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所

新規申請には事前相談が必要です。



豊田市ひとり親家庭等支援手当

☎ こども家庭課

☎ 34-6636 FAX32-2098 (東庁舎2階)

新規申請 新たに豊田市ひとり親家庭等支援手当の対象となる人

■ 受給資格者

市内に居住しており、死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由により父又は母がいないか、父又は母が障がい(身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A判定又はB判定、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級)の状態にある18歳以下(18歳到達の年度末日)の児童を養育する父、母、又は養育者。

- 児童が児童入所施設等に入所しているときは対象になりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象になりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。

■ 手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

■ 支給月

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月

■ 支給額(月額)

児童1人3,000円
(両親死亡の場合は月額4,500円)

■ 申請窓口

こども家庭課、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所

新規申請には事前相談が必要です。